

ICCLC NEWS

財団法人国際民商事法センター
第 2 号 1997年 2 月

HEADLINE

- 1 第 1 回国際民商事法研修始まる
- 2 第 3 回国際民商事法シンポジウム開催のご案内
- 3 ヴェトナムにおける民事立法・森島上智大学教授講演録

昨年 9 月に実施しましたヴェトナムシンポジウムの森島教授の基調講演を遅くなりましたが、本誌にて追加掲載します。

第 1 回国際民商事法研修始まる

当財団では、アジア各国における円滑な民商事取引を実現する法制度を研究するため、モンゴル、ミャンマー、ヴェトナム各国から 3 名ずつ計 9 名の研修員を招いて、本年 2 月 17 日から 3 月 21 日まで約 5 週間の研修を実施することとなりました。

当財団関係者からも、三ヶ月章特別顧問、理事の原田直郎弁護士、評議員の石川 正弁護士、学術評議員の中野貞一郎奈良産業大学教授、学術協力員の池田辰夫大阪大学教授の各先生のほか、理事会社の関西電力株式会社、住友商事株式会社の企業法務担当者が講師として参加します。

講義では、日本の法律家養成制度、裁判制度、弁護士制度や民商事法の概要を紹介するほか、これらのテーマについてのグループディスカッションを行う予定です。

来日予定の研修員及び日本人研修員は次頁のとおりですので、会員各位の御支援、御協力を賜りますようよろしく御願い申し上げます。



研修員名簿

	年齢	職 業
1 モンゴル国（3名）		
<small>ヴァンダン バツ</small> Mr. Vandan Bathuu	43	司法大臣顧問
<small>ダムディンジャムツ トゥビレグ</small> Mr. Damdinjamts Turbileg	30	司法省国際法・司法協力局長
<small>アジウスド モンズール</small> Ms. Aziused Monhzul	29	地方裁判所判事
2 ミャンマー連邦（3名）		
<small>ダウ ティンギ ティン</small> Ms. Daw Theingi Tin	51	投資・法人管理委員会理事
<small>ナン ウィン アウン</small> Mr. Nan Win Aung	44	ヤンゴン大学教授
<small>ウ ウィン ミン</small> Mr. U Win Myint	44	司法長官官房審議官
3 ヴィエトナム社会主義共和国（3名）		
<small>ダオ ティ フアン ラン</small> Ms. Dao Thi Xuan Lan	35	人民最高裁判所経済裁判部調査官
<small>ヌウエン ティ ティエン トゥリン</small> Ms. Nguyen Thi Thien Trinh	44	投資計画省投資立法促進局投資法専門官
<small>トラン ティ ノ リエン</small> Ms. Tran Thi Ngoc Lien	39	政府総務局国際関係担当専門官
4 日本（6名）		
<small>ひがしよしゆき</small> 東 義之	31	住友商事(株)法務部第三チーム主任
<small>いのうえたけし</small> 井上 剛志	36	松下電器産業(株)法務本部国際契約部主事 (2月17日から2月28日まで)
<small>むらたつねこ</small> 村田 恒子	38	松下電器産業(株)法務本部法務部独禁法 国際法務グループ副参事 (3月3日から3月21日まで)
<small>おかだたけし</small> 岡田 健	35	福岡簡易裁判所判事兼判事補
<small>まるやまつよし</small> 丸山 毅	35	大阪地方検察庁検事
<small>やまのゆきなり</small> 山野 幸成	44	法務総合研究所室長研究官
<small>なかのわたりまもる</small> 中野渡 守	29	東京法務局民事行政部国籍課法務事務官

第3回国際民商事法シンポジウム開催のご案内

当財団は、経済取引関係法整備支援コースとして、来る2月17日より3月21日まで5週間にわたり、モンゴル、ミャンマー、ベトナムから各3名の研修員を招いて実施する国際民商事研修を機会に、会員の皆様に上記3カ国の法整備の現状と課題についてより一層ご理解いただきたく、「国際取引と法インフラ」と題し、下記の通り国際シンポジウムを開催することになりました。

会場が国際研修の実施場所であり、ご出席各位にはご不便をおかけするかもしれませんが、何卒多数ご出席下さいますようご案内申し上げます。

記

日 時： 平成9年2月28日（金） 10:30～17:00

会 場： 大阪府茨木市西豊川町25-1

国際協力事業団 大阪国際センター

TEL 0726(41)6900 (JR茨木駅よりシャトルバスあり)

主 催： 財団法人国際民商事法センター，法務総合研究所

後 援： 国際協力事業団，社団法人商事法務研究会

プログラム： 10:30～10:45 主催者挨拶 伊藤正当財団会長

吉村徳則法務総合研究所長

10:45～11:25 基調講演 松岡博大阪大学副学長

「国際取引における法整備の現状と課題」

11:25～12:15 パネル討論「アジア地域における法整備の現状と課題」

13:30～13:45 スピーチ 小野昌延弁護士

「関西アジア民商事法研究会の発足」

13:45～16:50 パネル討論

16:50～17:00 閉会の辞 三ヶ月章当財団特別顧問

17:00～18:30 パーティー

パネリスト： 松岡博大阪大学副学長，池田辰夫大阪大学教授

石川正弁護士，李旺弁護士，丸山健法務省民事局付検事

モンゴル，ミャンマー，ベトナム研修員

なお、参加申込みと詳細についてのお問い合わせは、当財団事務局あてお願いいたします。

ヴェトナムにおける民事立法

上智大学教授 森島昭夫

御紹介いただきました森島でございます。本日はヴェトナムにおける民事立法ということでございますが、先程からヴェトナム法の大家のようなお話がありますけれども実はヴェトナム法の大家ではございませんで、今司会から御紹介がありましたように、今から4年ちょっと前からヴェトナム民法の制定に当たってヴェトナム司法省から日本の法務省、外務省に対して何らかの日本側の支援をしてほしいということで依頼があり、たまたま私が外務省の国際交流基金に頼まれ、当時起草中であったヴェトナム民法草案について合計4回セミナーをしに出かけたということでございます。それ以前にも別件で訪越し、また最近数回ハノイに参っておりますので、日本の法律家としては比較的ヴェトナム法に接する機会があったということでございます。しかし、ヴェトナム語ができませんので英文資料とヴェトナムでの聞き取りによる知識を持っているに過ぎません。たまたま日弁連の「自由と正義」という雑誌の7月号に「ヴェトナムにおける法整備と我が国法律家の役割」という題で論文を書かせていただいておりますので法律の名前等については、「自由と正義」を見ていただければと思います。

まず皆さんよくヴェトナムではフランス法の影響が強いのかと聞かれます。しかし、最近の法整備の過程でフランス法が参照されている事実はありますが、決してフランス法を原型にしたヴェトナム法の体系があるわけではありません。御承知のように、1945年の第二次大戦が終わった直後からヴェトナムはフランスに対して独立運動を始めます。その意味ではフランスと政治的に縁が切れてもう50年以上経つわけでありまして。更にフランスに勝った後もアメリカとの戦争が控えており、1976年ようやく南北ヴェトナムが統一されるわけでございますが、その後もヴェトナムの道は平坦ではありませんで、カンボジア侵攻問題であるとか、中国との国境問題であるとか、様々な対外的な問題を抱えると同時に内部的には長い間の戦争で経済的にも疲れ切っていたわけでございます。社会主義国として旧ソ連法の影響下にありましたが、正直に申しまして国会で法律制定の議論をするというような暇はまったくない状態でしたので、この間党などの機関が出す規則とか命令などの法律的な文書は数多く出されておりますけれども、きちんとした法律はほとんど制定されてお

ません。1976年の南北ベトナム統一までに、北ベトナム政府が作った法律は、1953年の土地改革法だけだと言われております。その後も1986年のドイモイに至るまでに7000以上の法律的な文書は出ておりますが国会で審議をされた法律や国家評議会（今は主席）が出す法令の数はほとんどありません。30年間に法律と名の付くものは61件しかなく、その多くは戦中・戦後の経済復興のため中央のコントロールによる計画経済を進めるための法律であります。例えば取引活動ができる主体は国営企業と集団化企業だけでありまして、個人が取引の場に出てくることは法律上認められておりませんでした。当時の法律は命令的・行政的なものでありました。行政的な規制の中に民事に関係する規定も含まれてはいますが、民事立法といえるような法律はドイモイまでは存在しなかったといっても過言ではないと思います。また法律家はほとんど旧ソ連で教育を受けておりまして、市場経済に基づく民法の体系になじみがありませんでした。

戦後少しずつベトナム経済は復興しましたが、本格化したのは1986年のドイモイ刷新政策によってです。そこでは一方で共産党を中心とする社会主義国家体制は依然として維持されていますが、他方で社会主義体制の中に市場経済化と対外開放政策が取り入れられています。対外開放政策は、当時のベトナムの経済が自力で投資をするだけの能力を持っていなかったことから、外国からの投資を導入するためにとられた政策であります。ドイモイ後の最初の民事立法としては1987年に婚姻家族法が作られました。しかし、これはベトナムの従来習慣を重んじたものでありまして必ずしも市場経済化に伴って婚姻家族法が作られたわけではありません。最初の外国投資法ができたのは1988年です。ここでは、まず外資100%の投資企業とベトナム資本との合弁企業を法人として認めています。それらの外国投資の財産を保証する規定も入っています。投資規制でありますから、日本流に言えば行政法に属しますが、このように私法的な規定を含んでいます。次に1988年には最初の土地法ができます。企業活動をするには土地が必要ですが、ベトナムでは土地は全人民的所有つまり国有ですので、土地の利用をどのようにして私人に認めるかということが大きな問題になります。しかし、1988年の土地法は、国家が土地を管理し、裁量的に利用を認めるという色彩が強いものでありましたので、後に1993年に大改正を行いまして土地の利用権を認めることになりました。さらに、1995年に制定された民法の中に土地の利用権が明定されています。このように、民事立法はまず外国からの投資が必要だということで外国投資法が作られ、次に投資がなされたときに企業活動をする

ための土地の利用を確保する必要があって土地法ができたわけです。さらに外国技術の移転を促すために、外国技術の移転に関して国家主席が決める法令が1988年に、工業所有権の保護に関する法令が1989年に作られ、外国からの投資に対して法的保証を与えています。他方で、肝心の国内の法律的な取引規定は当時存在しておりません。ところが外国投資会社が単独に経済活動するわけにはいきません。ヴィエトナムの国内でヴィエトナム人が物を買ったり売ったりしなければならぬわけですから、そこで経済契約に関する法令が1989年にできます。商取引と同時に市民の間の民事取引も出てきますから、その翌年に民事契約に関する法令ができました。この頃になるとドイモイによって単に外国からの投資を入れるだけではなく、国内の様々な経済活動が盛んになってきますので、単に外資に対する保護だけでなく、国内取引を規律するルールが必要になってまいります。それまでは国有企業と外資企業しか認められていなかったものが、1990年に会社法ができてヴィエトナムの会社が法人として認められるようになりました。それと同時に個人の事業活動も認めるというドイモイ政策に基づいて個人営業に関しても営業許可をもらえば個人営業を認めるという個人営業法が1991年にできます。住宅に関する法令もその年にできます。ところで、取引に伴う紛争解決手続として裁判の問題もありますが、1989年に民事事件の取扱手続に関する法令ができて、ようやく裁判を手続きとして動かす仕組みが整ってきつつあります。このほかにもいくつか、例えば相続に関する法令などがありますが、1986年から1991年までの5年間を統括して申しますと、必ずしも法律という形ではありませんけれども、法律や法令など、それまでになかった法ルールがどんどん作られました。しかし、それらは外資が必要なときにはまず外資導入、次に外資が来るので外資会社、会社を作ると土地の利用、外資会社の取引相手として今度は国内の会社を作るといようなことで、その時の事情に応じて必要な法律・法令がアドホックに作られていったといえます。私は、ヴィエトナムの体系的な法整備が本格的に始まったのは1992年の憲法改正以降だと思います。ヴィエトナム憲法は1980年に最初にできておりますが、これは戦後の荒廃の中でヴィエトナム社会主義共和国としての国家組織を明らかにしたものであります。1986年のドイモイ政策によって経済的に大きな転換をいたしますが、これは政策でありまして法的な基礎をもったものではありません。ドイモイに法的な基礎を与え、ヴィエトナムの人民に人権を保証しようとしたのが1992年の憲法改正であったと思います。この憲法にはたくさんの立派な規定がありますけれども、民事立法との関係で申しますと、市民が資産を所有する権利

を認め、個人事業家や企業資本が事業を自由に選択する権利を認め、土地利用権を保証するなど、民事的な国民の権利が憲法上基本的人権として保証されることになりました。その後、1993年に企業破産法が作られ、1994年には労働法が制定され、また、民事判決の執行に関する法令が1993年にできるなど、逐次法整備が行われてきましたが、ベトナム民事法の体系化によって欠くことのできないのが民法典の制定であります。

民法典を編纂するというアイデア自身は既に1980年からありまして、民法起草委員会という大臣クラスの委員会は組織されておりましたが、実際にはほとんど作業は進んでいませんでした。しかし、1992年の憲法改正によって、憲法上の権利保証が規定されたところから、今までのアドホックに作られた法律・法令を体系的な法典にまとめる必要があるということで、1991年の終わり頃から民法起草作業が本格的に始まります。今日来ておられるベトナムの研修生の中にも、実務的なワーキンググループで民法起草作業に従事された方もいらっしゃいます。私が最初にベトナムに参りました1992年に、来年には最終草案を作らなければならないというお話でしたので、そんなに簡単にはできないと思っていましたが、若い方30人位のワークグループで外国の民法を勉強したり、私が持って参りました日本民法の英訳をベトナム語に直してそれを勉強されたり、大変な努力をしておられました。当初予定されたよりだいぶ遅れましたが、約4年の年月をかけて1995年の10月に838条からなる民法典が成立致しました。実に14稿も草案を書き改め、草案ごとに内容が変わり、条文がどんどん増えるという大変ダイナミックな作業でした。12稿を出した段階では6か月間広く国民の意見を聞いています。1996年の7月1日から施行されているはずであります。民法典は7編に分かれておりまして、第1編が「基本的原則」です。ここでは当初なかった条文が最終段階でかなり取り込まれました。この中には必ずしも法律技術的には必要ないと思われる道義的・政治的な原則が含まれています。例えば職業選択の自由や個人営業の自由など基本的原則が第1編の中に入っています。第2編が「財産及び所有権」です。第3編が「民事義務及び民事契約」で債権法にあたります。第4編は「相続」で、家族婚姻法は民法に入っていません。第5編は「土地利用権の移転」という、12稿までは存在しなかった新しい編が設けられました。これは従来は民事契約の一部だったのですが、土地が公有のベトナムでは、財産権としての土地利用権の意味は大きく、土地の利用、その移転、それからその担保が大きな問題になったのだらうと思います。それから日本の民法には含まれていないのですが、第6編に「著作権及び工業所有権」が

入っています。日本の民法は有体物を主として考えているわけですが、今日の財産のかなり重要なものは有体物だけでなくアイデアもあるわけですから、著作権とか工業所有権が民法典の中に入ることは新しい民法として有るべき姿だと思いますけれども、ただ規定の数が非常に少ないので、おそらく今後これについてはもっといろいろな手続き規定を置いていかないと実際には動かないのではないかと思います。そして最後の第7編が「渉外的要素をもった民事関係」で、日本の「法例」にあたり、国際私法に属する規定が入っています。

時間がなくなってまいりましたので、最後に、この民法典の特徴について2、3述べます。この民法典には、日本の民法と違い、例えば契約の中に保険契約とか運送契約という商事取引契約が入っています。現在ヴェトナムでは商法典の編纂が問題になっていますが、この民法典には著作権法なども含めて様々な商事法に属する規定が入っていますので、これをどのように理論的に分けていくことになるのか、大きな問題だろうと思います。更にもう一つ私の感じているところを申しますと、この民法典にはかなり倫理的、行為規範的な観点からの規定が多いように思います。人々は法律に書かれたように行動をすべきだという前提があり、例えば代理人が代理権を越えて取引をした場合の第三者保護の規定はおかれていません。代理人は代理権の範囲内で行動するのが当然だからというのです。同様に無効の登記でも取引の安全は考えておらず、善意者保護、第三者保護などの規定はなく、権限のない奴が悪いことをしないという前提で法律ができているという気がいたします。そのほかいくつかありますが、既に与えられた時間が過ぎておりますので、いずれ学界で読んでもらえるような論文を書くつもりですので、詳細はその際に述べさせていただきます。どうも長時間、有り難うございました。

本稿は平成8年9月11日法曹会館「高砂の間」で開催された第1回国際民商事法シンポジウムにおける御講演に若干加筆いただいたものです。



発行日：平成9年2月17日

発行者：財団法人国際民商事法センター事務局長 金子浩之

〒107 東京都港区赤坂1丁目6番7号 第9興和ビル別館3F

TEL 03(3505)0525 FAX 03(3505)0833